

南国市告示第78号

南国市移住支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年4月8日

南国市長 平山 耕三

南国市移住支援補助金交付要綱

南国市移住支援補助金交付要綱（平成30年南国市告示第53号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、南国市補助金の交付に関する条例（昭和53年南国市条例第20号）第17条の規定に基づき、二段階移住又はUターン移住に要した引越し費用の一部について補助することにより、南国市への移住及び定住を促進することを目的とする南国市移住支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 二段階移住 高知県への移住を希望する者が、高知市に居住し、同市を拠点とした高知県の他の市町村への訪問及び当該市町村の移住相談窓口での移住相談を行う等の高知県での移住を体験した後、より自身が希望する移住後の生活の実現を図るため、高知市又は高知県外から、高知市を除く高知県の他の市町村に移住することをいう。
- (2) Uターン移住 過去に南国市に住所を有していた者が現に住所を有する高知県外の居住地から南国市に移住することをいう。

（補助対象者等）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

(交付申請)

第4条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、南国市移住支援補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付が適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をし、南国市移住支援補助金交付決定通知書(様式第2号)により、速やかに当該補助対象者に通知するものとする。

(交付請求)

第6条 前条の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた補助対象者は、市長に南国市移住支援補助金交付請求書(様式第3号)を提出し、補助金の交付の請求を行うものとする。

(交付決定の取消し等)

第7条 市長は、補助対象者が第1号から第4号までのいずれかに該当する場合は補助金の交付の決定の全部又は一部を、第5号に該当する場合は補助金の交付の決定の全部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、南国市移住支援補助金返還命令書(様式第4号)により、その取消しに係る金額の返還を命じることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助事業の実施の方法が不相当と認められるとき。
- (3) 南国市補助金の交付に関する条例別表に掲げる事項に該当するとき。
- (4) 南国市補助金の交付に関する条例及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (5) 第7条の規定による補助金の交付の決定の日から1年以内に南国市外に転出したことが認められるとき。ただし、災害、補助対象者又はその同一世帯員の疾病その他のやむを得ない事情による転出であると市長が認めた場合は、この限りでない。

(調査等)

第8条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助対象者に対し、書類の提出、報告の求めその他の調査をすることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき交付された補助金について第7条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。